

【商品概要説明書】

通 知 預 金

(2019年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・通知預金
2. 販売対象	・個人および法人
3. 期 間	・この預金は、預入日から7日間の据置期間が必要です。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・当行の口座開設店窓口で預入ができます。 ・50,000円以上、1円単位
5. 払戻方法	・当行の口座開設店窓口で、据置期間経過後に元金と利息を払戻します。 ・預入明細1件ごとに払戻します。(預入明細1件の一部金額の払戻はできません。) ・払戻日の2日前までに、払戻する日を当行に通知する必要があります。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・毎日の店頭表示の利率を適用します。(変動金利) ・元金の払戻時に一括して支払います。 ・預入明細1件毎に、付利単位を1,000円として、1年を365日とする日割計算とします。 ・個人は、2013年1月1日から2037年12月31日までの間の源泉徴収税率が、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 法人は、総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 ・法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱いを受けることができます。
7. 手 数 料	——
8. 付加できる特約事項	——
9. 預金保険の適用	・適用されます。(保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. 元本欠損リスクと要因	——
11. 権利行使上の制限 ・中途解約の制限	・やむを得ず据置期間中に払戻す場合は、払戻日における普通預金利率を適用します。 ・据置期間の直後に銀行休業日が連続する場合には、その最終日の翌営業日から払戻しができるようになります。
12. 想定されるリスク	——

13. その他参考となる事項	—
14. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】 お客様相談室 【電話番号】 0120-700-858 【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】 info@shizuokachuo - bank. co. jp ・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】 全国銀行協会相談室 【電話番号】 0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）